厚生労働省告示 第三十九号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、 食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次 のように改正し、公布の日から適用する。

平成十七年二月二十四日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

第2添加物の部D成分規格・保存基準各条の項のブラックカーラント色素の目の次に次の一目を加える。

プロパノール Propanol



C₃H₈O 分子量 60.09

1 - propanol(71 - 23 - 8)

含 量 本品は、プロパノール(C₃H₈O)99.0%以上を含む。

性 状 本品は、無色透明な液体で、特有のにおいがある。

確認試験 本品を赤外吸収スペクトル測定法中の液膜法により測定し、本品のスペクトルを参照スペクトルと比較するとき、同一波数のところに同様の強度の吸収を認める。

純度試験

- (1) 屈折率 n_D=1.383~1.388
- (2) 比重 0.800~0.805(25°C)

定 量 法 香料試験法中の香料のガスクロマトグラフィーの面積百分率法の操作条 件(2)により定量する。

第2添加物の部F使用基準の項のフルフラール及びその誘導体の目の次に次の一目を加える。

プロパノール

プロパノールは、着香の目的以外に使用してはならない。